

視察研修レポート

島根県松江市農業委員会

平成三十年年度 豊岡市農業委員会の行政視察は、平成三十年十一月十五～十六日に実施し、農業委員、推進委員合わせて二十八名、事務局二名、計三十名が参加しました。

初日、十五日は島根県松江市農業委員会を訪ねました。松江市は島根県の県庁所在地で、豊岡市に比べ人口は多いのですが、農業の規模はあまり変わりません。

主な農産物は米ですが、島根県最大の消費地を抱え野菜や花卉の生産も多く、地産・地消も盛んです。

農業委員会は、農業委員十九名、推進委員四十五名の計六十四名体制でした。

活動の特徴は、農地利用最適化に向けた地区別会議への取り組みです。市内十六地区に別れ、それぞれの地区の農業や農地の実態に合わせた活動を推進するため、地区内農業関係者から課題や提案を集約し、地図に落とし、地区の活動方針を作成します。これを全参加者で共有するとともに、進行管理していることで

構成員は市、県、JA関係者、集落代表者、土地改良区、認定農業者等で、会議は農業委員が進行しています。地域の提案や意見の収集、会議を進行するのは大変のようですが、地域との一体感を醸成するのには有効かと思われました。

農地有効活用シンポジウム

十六日は兵庫県篠山市に戻り、「ひょうごの農地有効活用シンポジウム」に参加しました。食料・農業・農村の動向と農地の有効活用について、近畿農政局神山修局長の基調講演の後、四人から事例発表がありました。基調講演では、食料・農業・農村をめぐる情勢、それを踏まえた基本計画や農業の担い手の状況、農地中間管理機構等について示唆に富んだ話でした。事例発表では、人・農地プランを活用した農地の有効利用、基盤整備事業と集落営農の法人化に



よる農地集積の促進、地域農地管理事業を契機としたふるさとの農地保全の他、加古川市農業委員会から、「農地を守り隊」の活動を通じて遊休農地の解消などに取り組んでいることが報告されました。

二日、豊岡市から松江市、篠山市への移動は強行軍でしたが、農業委員と推進委員の連携も図れ、意義のある研修になったと考えています。



積立年金

農業者年金に加入しませんか

農業者年金の特徴・メリット

- 農業者の方なら広く加入できる
- 少子高齢化時代に強い積立方式（確定拠出型）の年金
- 保険料の額は自由（月額2万～6万7千円）に決められる
- 終身年金で80歳までの保証付き
- 保険料の全額社会保険料控除など税制面の優遇措置
- 認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助あり

For Earth, For Life
Kubota

東海近畿クボタは
農業に一番近い存在として、
日本農業の未来を
切り開きます！

株式会社 東海近畿クボタ

本社：兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号
TEL:06-6491-6633

クボタの挑戦 × 技術の結晶



これからもお客様とともに一歩先へ

但馬地区

- 和田山営業所 電話(079)672-3471
- 八鹿営業所 電話(079)662-2487
- 出石営業所 電話(0796)52-3036
- 日高営業所 電話(0796)42-2628
- 豊岡営業所 電話(0796)22-5141
- 浜坂営業所 電話(0796)82-1809
- 香住営業所 電話(0796)36-2554



地産地消・食農教育「ダイコン収穫祭！」

…前号の続き

12月10日。園児たちが待ちに待った「収穫祭&大根クッキング」の日です。果たして大きくなるかと心配していた大根も大きく立派に育ちました。

くじら組(5歳児)、いるか組(4歳児)は、マスク、三角巾、エプロンをつけて調理室へ。岩本推進委員は「大根は寒くなればなるほど甘くておいしくなる」こと、「食事の時みんなで『いただきます』と手を合わせるの、お肉や魚、野菜の命をいただくことに感謝をするため」と大切なお話をしていただきました。

さあ！いよいよクッキング開始！

今回のメニューは「大根めし」「大根ぎょうざ」そして「だいこんのミネストローネ風スープ」。子どもたちは3つの班に分かれて順番に包丁で野菜切りに挑戦。「家でもお手伝いしてる」と手慣れた様子で刻む子もいれば、おっかなびっくり包丁を握る子も。

餃子の皮はスライスした大根です。具には、大根の葉と葉っぱを刻んだものや梅干し(これも子ども達が夏に作ったもの)などたくさん入れました。



いただきます(園児1人前)

丸いカブや赤い大根など、ダイコンの仲間がたくさんあるという話の後、大根、ニンジン、リンゴの名前を当てる「目隠し味比べクイズ」にも挑戦しました。やがていい匂いにつられて、別室の年少組の子どもたちも様子を見にやってきました。

テーブルと椅子が用意され、「一緒に食べよう」と農業委員たちを誘ってくれます。「おいしいね」と、中には4回もおかわりを求める子も。同じ大根がいろいろな味で楽しめることもあって、大根が苦手だった子もしっかり食べることができました。

自分たちでタネをまき、水をやり、3か月間大切に育てた大きな大根を収穫し、調理し、みんなでおいしくいただくことの楽しさも学んでくれたと思います。「次はどんな野菜を作りましょう？」と園の先生方と次の計画について相談していきたいと思っています。



おいしい大根スープができますように

(農業委員 高尾 利美)

農地の売買、転用には許可が必要です

1 農地の売買等(農地法第3条)

- ①農地の売買・賃貸借等による権利移動には、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要です。
- ②買い手、借り手について、農地を効率的に利用するかを審査するため、要件があります。(全部効率利用、農作業常時従事、下限面積40アール等)

参考

農地を貸し借りする場合は、農業経営基盤強化促進法による利用権等設定促進事業を利用する方法もあります。

2 農地転用(農地法第4条・第5条)

- ①農地に住宅や倉庫を建てるなど農地以外に転用する場合(農地法第4条)、農地を買ったり、借りたりして転用する場合(農地法第5条)には、農業委員会を経由して兵庫県知事の許可が必要です。
- ②場所によっては、転用できない場合があります。
- ③違反転用には罰則があります。

3 農地改良届

田を嵩上げて畑にするなど、農地の形状変更を伴う農地改良を行う場合は、農地改良届出書を提出する必要があります。

4 手続き

- ①申請受付は、毎月1日から5日です。(最終日の5日が休業日の場合は翌営業日) 今年の5月の申請受付日は、5月7日(火)のみとなるため、4月26日(金)を受付日として追加します。
- ②許可通知は、農地法第3条は申請後約1か月後、第4条・第5条は申請後約2か月後となります。(農地改良届の受理通知は提出後約1か月後)
- ③各申請、届出は事前に農業委員会事務局にご相談されることをお勧めします。
- ④これらの申請、相談は行政書士に依頼することもできます。

5 新制度のご紹介

- ①底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い
農作物の栽培のため、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないことになりました。要件がありますので、設置前にご相談ください。

②相続未登記農地等の利用の促進

所有者不明農地について、農業委員会の検索・公示手続きを経て、不明な所有者の同意を得たとみなし、相続人の一人が農地中間管理機構に貸付できるようになりました。耕作希望があるのに、所有者が不明で困っている農地がありましたらご相談ください。



よんごせ
どっせと
なすうち

〒669-6344 兵庫県豊岡市竹野町椒641-1
TEL 0796-48-0406 FAX 0796-48-0444
営業時間 10:30~ 定休日 正月三日